別表十二(九)
「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(九)　平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力施設の名称	1		貸借対照表の損金算入額との差額の明細	期分	貸借対照表に計上されている特定原子力施設炉心等除去準備金	11	円
当期準備金積立額	2	円					
積立限度額 （当期中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てた廃炉等積立[illegible]）	3				差引	12	
積[illegible]							
翌期繰越額の計算	当期益金算入額	炉心等除去費用を支出した場合の益金算入額	6			貸借対照表の取崩不足額 (8)－((2)－((11)－前期の(11)))	13	
		同上以外の場合による益金算入額	7			当期に生じた差額の合計額 (4) ＋ (13)	14	
		計 (6) ＋ (7)	8					
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (2) － (4)		9		前期以前分	前期末における差額 (前期の(12))	15	
	期末特定原子力施設炉心等除去準備金の金額 (5) － (8) ＋ (9)		10					

「９」欄

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54の２第１項」
② 「区分番号」欄：「10597」
③ 「適用額」欄：「９」欄の金額

法　0301－1209